

報告第19号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年9月3日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発生局名	専決処分年月日	損害賠償の額	事件の概要
1	環境局	30. 5. 23	円 260,017	平成30年3月17日、多摩区宿河原2丁目48番36号先路上で、本市小型ごみ収集車が収集作業中、回転パネルに挟まれた空き瓶が割れて飛散し、右側に停車していた被害者所有の小型乗用車を破損させたもの
2	環境局	30. 5. 24	円 106,920	平成30年4月13日、被害者宅先路上で、本市小型ごみ収集車が、対向車を避けようと右に寄った際、被害者所有の車止めポールに接触し、破損させたもの
3	環境局	30. 6. 6	円 1,026,810	平成29年11月8日、多摩区柘形1丁目14番1号先路上で、本市小型ライトバンが、右折しようとした際、前方から走行してきた被害者運転の原動機付自転車に接触し、被害者を負傷させ、及び当該原動機付自転車を破損させたもの
4	環境局	30. 6. 21	円 110,440	平成30年1月29日、被害者宅敷地内で、本市小型ごみ収集車が、作業を終え、後退した際、被害者所有のマンションのひさしに接触し、破損させたもの
5	環境局	30. 7. 23	円 15,896	平成30年4月30日、多摩区栗谷2丁目1番22号先丁字路で、本市小型ごみ収集車が、通過しようとした際、左側から走行してきた被害者運転の小型乗用車に接触し、破損させたもの

6	環境局	30. 7. 23	円 119,059	平成30年6月11日、麻生区高石3丁目10番1号先路上で、本市職員が、本市小型ごみ収集車から降車した際、運転席側のドアが開いて、停車していた被害者所有の軽自動車に接触し、破損させたもの
7	こども未来局	30. 7. 23	円 167,199	平成30年5月10日、***** *店舗駐車場で、本市軽自動車、駐車場から出ようと後退した際、駐車していた被害者所有の普通乗用車に接触し、破損させたもの
8	高津区役所	30. 6. 4	円 864,000	平成30年2月23日、被害者宅先路上で、本市小型ライトバンが、方向転換しようとして後退した際、被害者所有の塀及び門扉に接触し、破損させたもの
9	宮前区役所	30. 7. 11	円 292,126	平成30年4月22日、宮前区小台2丁目1番地5先交差点で、本市道路パトロール車が、右折しようとした際、前方から走行してきた被害者運転の自動二輪車と接触し、被害者を負傷させ、及び当該自動二輪車を破損させたもの
10	消防局	30. 5. 17	円 425,736	平成30年4月5日、*****ガソリンスタンド敷地内で、本市普通乗用車が、移動しようとして後退した際、被害者所有の看板に接触し、破損させたもの
11	消防局	30. 6. 21	円 637,695	平成30年2月13日、高津区千年1013番地2先路上で、本市消防車が走行中、後ろ側のドアが開いた状態で駐車していた被害者所有の軽ライトバンに接触し、破損させたもの
12	建設緑政局	30. 6. 26	円 36,005	平成26年7月3日、川崎区四谷上町8番3号先路上で、被害者が歩行中、路面の段差につまずいて転倒し、負傷したもの
13	建設緑政局	30. 7. 19	円 276,023	平成28年12月15日、多摩区菅6丁目5番2号先丁字路で、被害者運転の自転車が走行中、舗装の破損箇所に落輪して転倒し、被害者が負傷し、及び被害者所有の自転車等が破損したもの
14	建設緑政局	30. 8. 1	円 18,630	平成30年3月11日、川崎区東扇島17番地10先路上で、被害者運転の普通乗用車が走行中、舗装の破損箇所に落輪し、当該普通乗用車が破損したもの
15	幸区役所	30. 7. 16	円 368,507	平成30年4月11日、日吉出張所駐車場で、当該駐車場に設置されていた本市所有の注意看板が、強風により飛ばされ、被害者所有の小型乗用車に当たり、破損させたもの

2 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
108	27. 7. 2	川崎駅北 口自由通 路西側デ ッキ整備 工事	東京都千代田区神田三崎 町2丁目5番3号 川崎駅北口自由通路新設 ・駅改良共同企業体 代表者 鉄建建設株式会社 代表取締役社長 林 康雄 構成員 株式会社 大林組 代表取締役 運輸 賢治	契約金額 2,552,343,480 円	契約金額 2,578,009,680 円	30. 6. 25	川崎駅北 口自由通路 西側デッキ 整備工事の 舗装等周辺 整備の復旧 範囲変更に よる増工の ため、増額 変更を行う ものである。

### 3 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

#### (1) 訴えの提起

番号	専決処分 年月日	被告	請求の要旨
1	30. 5. 21	*****	市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料412,380円、延滞金及び平成29年9月20日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月42,600円の支払を求めるもの

#### (2) 和解

番号	専決処分 年月日	相手方	和解の要旨
1	30. 6. 11	*****	左記の相手方は、145,900円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成30年7月から同年11月までの間は毎月26,000円、同年12月は15,900円に分割して支払うこととするもの
2	30. 7. 19	*****	左記の相手方は、138,300円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成30年7月から平成31年6月までの間は毎月11,500円、同年7月は300円に分割して支払うこととするもの